

## 民法 Chapter 25

Date

/

Date

/

Date

/



B、CがAに対して2,000万円の連帯債務を負っている場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。なお、B、Cの負担部分は平等であり、AとB、Cの間には別段の意思表示はないものとする。

- 1 Aは、Bに対して2,000万円の支払の請求をした。この場合、Cについても時効の完成の猶予の効力が生ずる。
- 2 Bが、Aに対して2,000万円の債権を有していたので、Bは、この債権を自働債権として相殺を援用した。この場合、Bの債務は消滅し、Cは、Bの負担部分については義務を免れるから、Cは、Aに対して1,000万円の債務を負う。
- 3 Bが、Aに対して2,000万円の債権を有しているが、Bは、この債権による相殺を援用していない。この場合、Cは、BのAに対する2,000万円の債権のうち、Bの負担部分である1,000万円の限度において、Aに対して履行を拒絶することができる。
- 4 Aは、Bの債務について全額免除した。この場合、B、CのAに対する債務は消滅する。
- 5 Bの債務について消滅時効が完成した。この場合、Bの債務は消滅し、Cは、Bの負担部分については義務を免れるから、Cは、Aに対して1,000万円の債務を負う。

正解  
3

## [多数当事者の債権・債務] 連帯債務

## 1 妥当でない

連帯債務者の1人に対する履行の請求には、絶対効はない（民法441条本文参照）。したがって、AのBに対する支払の請求により、Bについては時効の完成猶予の効力が生ずるが（同法147条1項1号）、Cについては時効の完成猶予の効力は生じない。

## 2 妥当でない

連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する（民法439条1項）。したがって、Bが、BのAに対する2,000万円の債権を自働債権として相殺を援用すれば、Bの債務のみならず、Cの債務も消滅する。

## 3 妥当である

連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、当該債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる（民法439条2項）。したがって、Cは、BのAに対する2,000万円の債権のうち、Bの負担部分である1,000万円の限度において、Aに対して履行を拒絶することができる。

## 4 妥当でない

連帯債務者の1人に対する債務の免除には、絶対効はない（民法441条本文参照）。したがって、AがBの債務を全額免除したとしても、Cの債務には何の影響もないので、Cは、Aに対して2,000万円の債務を負うことになる。

## 5 妥当でない

連帯債務者の1人について消滅時効が完成したときでも、絶対効はない（民法441条本文参照）。したがって、Bの債務について消滅時効が完成しても、Cの債務には何の影響もないので、Cは、Aに対して2,000万円の債務を負うことになる。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。